

子ども手当の学校給食費等への充当を求める声明

2011年3月10日

公教育計画学会

公教育計画学会は、公教育の無償化を求めてきた。3月9日、政府は子ども手当の扱いとして、現行法の6ヶ月の延長を方針化した。これを機会に、公教育の無償化の実現に向けた一歩としての制度改善を求める。

社会保障制度は本来、現金給付と現物給付とのバランスによって成り立ってきた。今回の子ども手当についても、全額現金給付の方針では、現物給付としての基盤づくりとの調整が欠けてしまうと考えられる。子ども手当についても、現金給付と現物給付の複合的な給付による現実的で効果のある制度設計を求める。

現在構想されている案では、子ども手当の増額に当たって、保育料に関しては優先徴収（自動振替）による充当が可能としている。しかし、小中学校の給食費、教材費、修学旅行費等の学校徴収金に関しては、ほとんどの自治体で歳入処理していないために、未納分に関してのみ受給者の同意を得て子ども手当と調整する仕組みを検討している。これは、同意の確認や年3回の子ども手当支給時期との調整など、事務的な煩雑さ、事務経費の増大をもたらすものである。

代わりに、子ども手当の現物給付要素に、小中学校の給食費、教材費、修学旅行費等の学校教育に必要な経費についても自動振替による充当などを、自治体の判断で可能とする制度設計を行うことを、強く求める。

とりわけ、学校給食は、学校給食法に基づく学校教育活動の一部であり、近年、「食育」の推進によって強くその役割が強調されている。修学旅行もまた、学習指導要領に定める正規の教育活動である。教材もしかりである。こうした費用を自治体の管理下で公金として扱わない状態を長らく放置してきたこと自体に問題がある。教育格差の是正策という観点からも、当該費用の公金化がその実効性を高めるものと考えられる。

以下の具体的な改善を要請する。

- 1、給食費等の未納分のみではなく、保育料と同様に全員全額を対象とした自動振替として制度化すること。
- 2、当面、現在も給食費等を歳入処理している自治体では、自動振替が可能な制度を導入すること。
- 3、早急に、文部科学省は学校徴収金の扱いについて歳入処理することの見解を明らかにすること。給食費、教材費、修学旅行費は公金として扱い、学校設置者たる市町村・都道府県の行政上の責任を明確にすること。

なお、公教育計画学会としては、以上の改善にとどまらず、国際人権規約にもとづき義務教育を中心とする学校教育の無償化をめざす政策の実施をもとめ提言を

行う研究活動を推進したい。今後、学校給食法第 11 条第 2 項（給食費の保護者負担）規定を削除する法改正など、関連法規の改正についても引き続き提言していきたい。